

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊総第116号

令和6年4月1日

熊本県警察における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領について（通達）

本県警察においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例（平成23年熊本県条例第32号）の趣旨を踏まえた取組を推進してきたところである。

この度、同法第10条第1項の規定に基づく、職員が適切に対応するために必要な要領を別添「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」のとおり定め、引き続き、取組を推進することとしたので、その対応に遺漏のないようにされたい。

別添

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

1 趣旨

この要領は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、熊本県警察の職員（非常勤職員及び臨時的に任用された職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

2 不当な差別的取扱いの禁止

職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱い（以下「不当な差別的取扱い」という。）をすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。この場合において、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

3 合理的配慮の提供

職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。この場合において、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

4 所属長の責務

(1) 所属長は、前2及び3に掲げる事項に関し、障がいを理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

ア 職員に対して、日常の業務を通じた指導等により、障がいを理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

イ 障がい者、その家族その他の関係者（以下「障がい者等」という。）から不当な差別的取扱いを受け、又は合理的配慮が提供されなかったことに関する相談等があった場合は、迅速かつ適切に対処すること。

ウ 合理的配慮の提供の必要性が確認された場合は、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

(2) 所属長は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

5 相談体制の整備

(1) 警察本部広報県民課警察安全相談室に、障がい者等からの相談又は苦情（以下「相談等」という。）に対応するための窓口を置く。

- (2) 相談窓口においては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、電子メール等、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段について、できる限り用意して対応するものとする。
- (3) 相談窓口に寄せられた相談等については、相談者のプライバシーに配慮しつつ、関係者間で情報共有を図るものとする。
- (4) 相談窓口については、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

6 研修及び啓発

- (1) 警察本部警務部長（以下「警務部長」という。）は、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。
- (2) 警務部長は、次に掲げる職員に対し、それぞれに定める内容について、研修を実施するものとする。
 - ア 新たに職員となった者 障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項
 - イ 新たに所属長となった職員 障がいを理由とする差別の解消等に関して求められる役割
- (3) 警察本部教養課長は、職員に対して、障がいの特性を理解させるとともに、障がい者に適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図るものとする。

7 懲戒処分等

警察本部長は、職員が障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかったときは、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当するものとして、懲戒処分等に付すことができる。

8 「障害」の表記

本要領における「障害」の表記については、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は「障がい」とひらがなで表記するものとする。

なお、国の法令及び条例を引用した部分の表記は、「障害」と漢字で表記するものとする。

※ 別紙（略）